

栃木県災害廃棄物の受入れに関するガイドライン

H24.5 栃木県環境森林部廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物について、東北地方の被災地の一日も早い復旧・復興のため、市町の意向を十分に尊重しながら、受入れを実現させるための安全性確保及び住民参加に関する指針として、本ガイドラインを策定します。

1 災害廃棄物の放射能濃度基準

県が受入れの対象とする災害廃棄物の放射能濃度基準については、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等（環境省告示第76号）」を踏まえ、次のとおりとします。

受入廃棄物の放射能濃度目安

ストーカ式焼却炉：240Bq/kg以下 ※1
流動床式焼却炉：480Bq/kg以下

濃縮

※2

○ 焼却灰等の放射能濃度基準

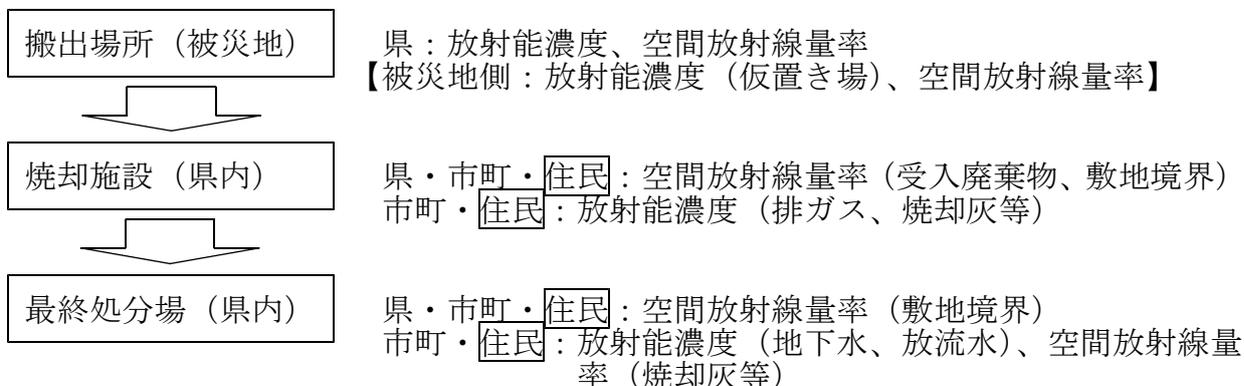
8,000Bq/kg以下 ※3

- ※1 焼却炉の形式により、焼却灰等の濃縮率が異なるため目安が異なります。
- ※2 焼却灰等の放射能濃度を当該基準以下とするため、受入廃棄物の放射能濃度の目安が決まっています。
- ※3 当該基準は、埋立中においては、作業員及び周辺住民の皆様のご一般公衆の線量限度（年間1mSv）を下回るとともに、埋立処分後の周辺住民の皆様への影響については、人の健康に対する影響は無視できる線量（年間0.01mSv以下）となっています。

2 広域処理の安全性の確保

(1) 放射能濃度等の測定体制の構築

県では、災害廃棄物の処理の各段階における安全性を確認するため、地域住民の皆様のご参加の下、市町とともに次のとおり測定体制を構築し、測定結果については速やかにホームページ等で地域住民の皆様をはじめ広く県民の皆様にご公表します。



(2) 試験焼却の実施

(1)の測定体制を構築した上で、広域処理の安全性をより確実にするため、本格的な受入れに先立ち試験焼却を行います。

3 地域住民の参加

災害廃棄物の受入れに当たっては、市町と連携して地域住民の皆様のご理解を得ることが最優先であることから、次のとおり地域住民の皆様が参加できる場を設けるとともに、透明性を確保するため、処理の各段階における処理状況等の公開と測定結果等の公表に努めます。

(1) 現地調査

必要に応じて、地域住民の皆様が被災地の災害廃棄物の状況を確認することができます。

(2) 試験焼却

試験焼却については、その実施方法等について地域住民の皆様と十分に協議の上、地域住民の皆様のご参加の下、実施します。

(3) 放射能濃度等の測定

放射能濃度等の測定に当たっては、地域住民の皆様のご要望に応じて立ち会いの下で測定することを基本に、測定結果については回覧板等の活用により地域住民の皆様に対して速やかに周知します。

(4) 協議の場の設定

災害廃棄物の受入れに当たり、疑義が生じた場合は、県や市町と協議の場を設けます。